人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

１　総括

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

３　一般行政職の級別職員数等の状況

４　職員の手当の状況

５　特別職の報酬等の状況

６　職員数の状況

７　公営企業職員の状況

８　勤務時間その他の勤務条件の状況

９　職員の休業に関する状況

１０　分限及び懲戒処分

１１　服務の状況

１２　研修の状況

１３　福祉および利益の保護の状況

１４　糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

１５　人事評価の状況

１６　退職管理の状況

＜お問い合わせ先＞
■このページに関するご質問及びご意見は、人事秘書課までメールもしくは下記にご連絡ください。
人事秘書課　Ｔｅｌ　０９２－９４２－１１２１／　Ｆａｘ　０９２－９４２－３７５８

1　総括

(1)　人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (　5　年度末)	歳　出　額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 4 年度人件費率
5年度	59,211　人	28,067,082千円	1,109,937千円	3,357,600千円	12.0　%	11.5　%

(2)　職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
5年度	325人	1,258,092千円	278,451千円	554,500千円	2,091,043千円

一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
6,434千円	6,181千円

(注)　1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は、令和　6　年4月1日現在の人数である。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)　ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

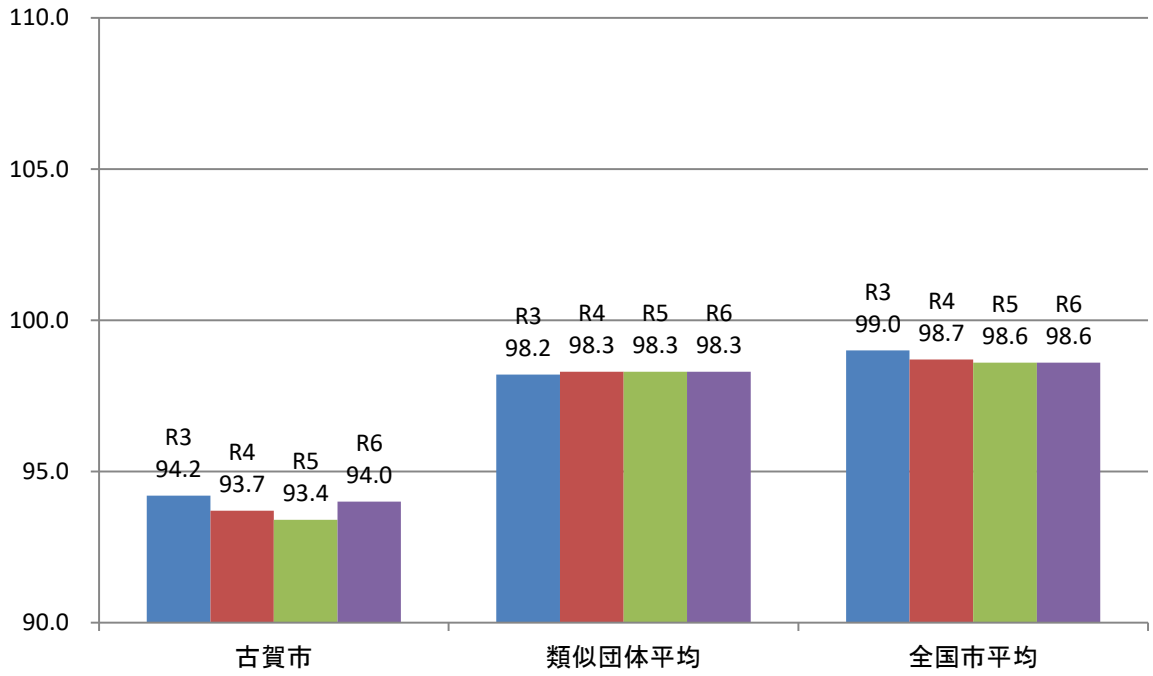

(注)　1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　3　ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[　実施　　未実施　　]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）　令和6年4月1日
（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容に準じて改定。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合）

（支給割合）　国基準3%に対し、古賀市は6%を支給。
（内容）　平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、
平成28年4月1日時点は5%、平成29年4月1日以降は6%を支給。

（参考）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
古賀市の支給割合	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
住居手当の持家手当について、国と同様に見直しを実施。（平成30年4月1日実施）
勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、国に準拠していたものから労働基準法に準拠するものに見直しを実施。（平成31年4月1日実施）
住居手当について、国と同様に見直しを実施（令和3年4月1日実施）

(5)　特記事項

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月１日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
古賀市	42.8　歳	311,914　円	379,424　円	353,011　円
福岡県	41.8　歳	320,359　円	411,185　円	360,694　円
国	42.1　歳	323,823　円	－	405,378　円
類似団体	41.7　歳	313,594　円	395,822　円	360,145　円

② 技能労務職

区　分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
古賀市	54.4　歳	1　人	＊　円	＊　円	＊　円
うち用務員	54.4　歳	1　人	＊　円	＊　円	＊　円
－	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円
－	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円
福岡県	57.2　歳	302　人	321,892　円	373,578　円	349,873　円
国	51.2　歳	1,829　人	288,144　円	－	330,553　円
類似団体	52.7　歳	16　人	321,506　円	377,113　円	353,146　円

（注）　1　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
　また、「平均給与月額（国　比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)　職員の初任給の状況（令和6年4月１日現在）

区　分		古賀市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	202,400 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	170,900 円	188,000 円
技能労務職	大学卒	220,000 円	－	－
	高校卒	194,500 円	－	185,700 円

(3)　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,689 円	345,700 円	374,025 円	393,157 円
	高校卒	248,000 円	301,700 円	－	－
技能労務職	大学卒	－	－	－	－
	高校卒	－	－	－	－

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	27　人	9.2　%	183,500　円	258,100　円
2　級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	17　人	5.7　%	230,000　円	308,500　円
3　級	(1) 主査 (2) 主任主事、主任技師、相当高度の知識又は経験を必要とする保健師、図書司書、保育士、作業療法士	144　人	49.1　%	261,300　円	354,700　円
4　級	係長、主幹、主任保育士	41　人	14.0　%	287,300　円	386,100　円
5　級	保育所長、課長補佐、参事補佐及びこれに相当する職務	30　人	10.2　%	309,800　円	398,200　円
6　級	課長、局長、所長、室長、場長、参事及びこれに相当する職務	27　人	9.2　%	335,000　円	415,700　円
7　級	部長(議会事務局長を含む。)、理事	7　人	2.4　%	373,400　円	450,900　円
合　計		293　人	100.0　%		

(注)　1　古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3　給与実態調査に基づく職員数である。

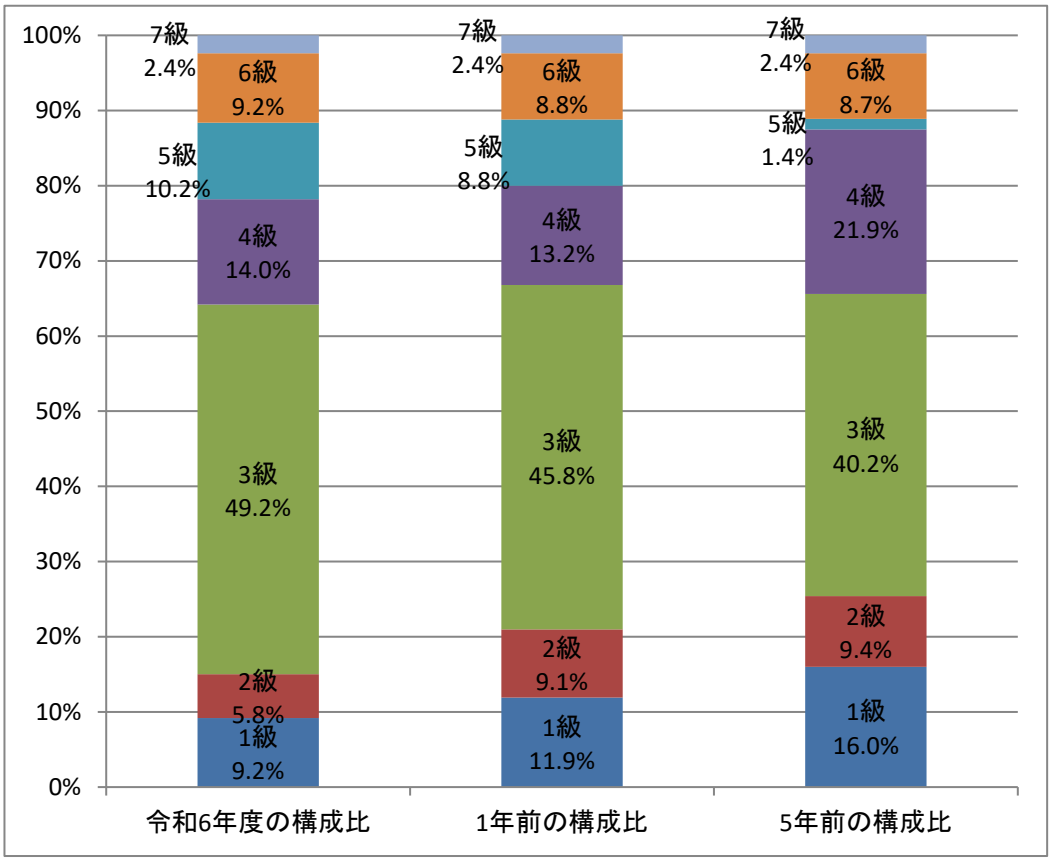

（注）　平成18年度に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))

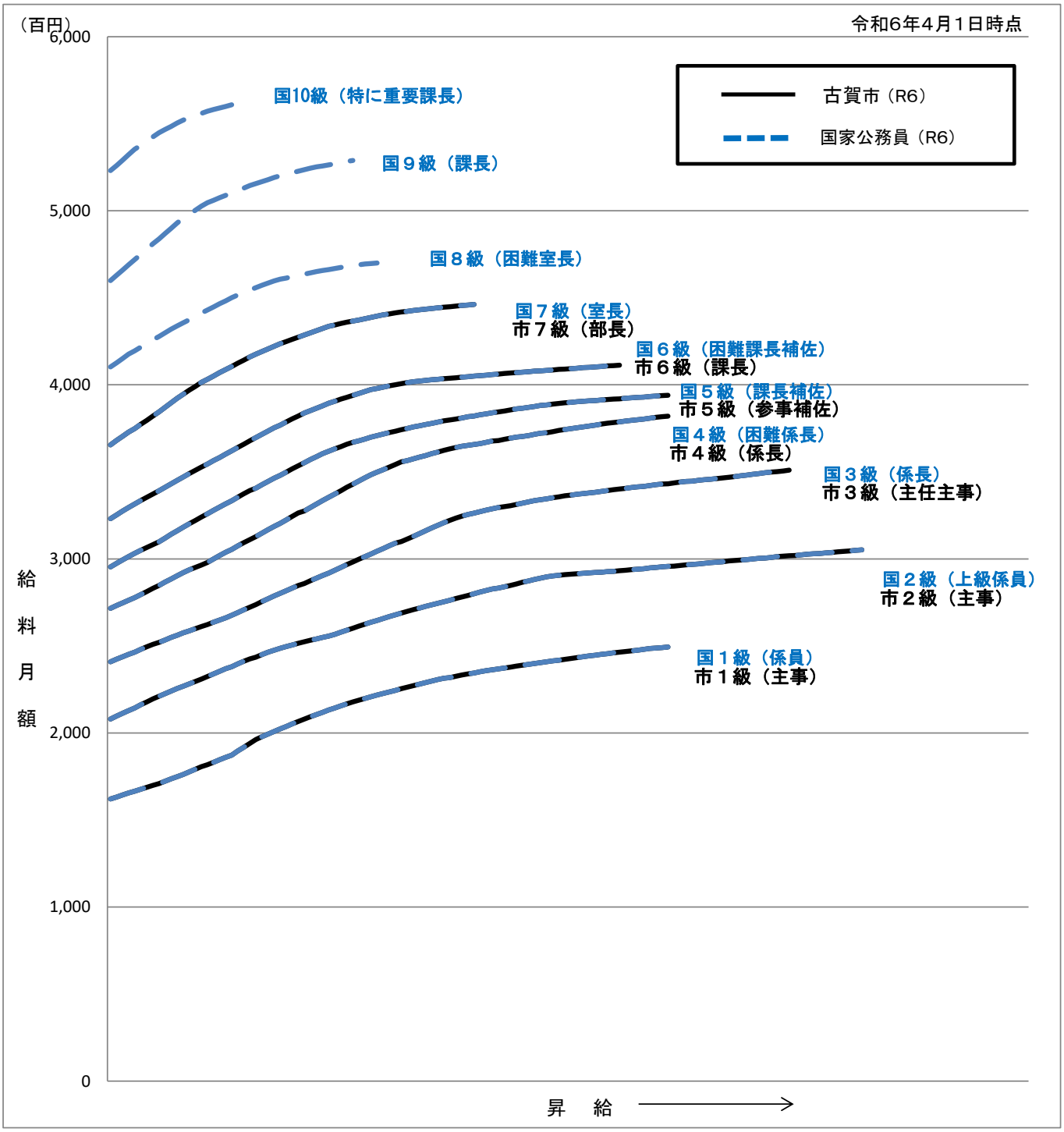

(3)昇給への人事評価の活用状況(古賀市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用		古賀市			
		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ　人事評価を実施していない					

4　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

古賀市	福岡県	国
1人当たり平均支給額　(5年度) 1,471　千円	1人当たり平均支給額　(5年度) 1,637　千円	—
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分 (　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分 (　0.975　)月分	(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分 (　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5～20%) ・管理職加算(10～25%)

(注)　( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(古賀市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ　人事評価を実施していない					

(2)　退職手当(令和6年4月1日現在)

古賀市				国			
(支給率)	自己都合		勧奨・定年	(支給率)	自己都合		勧奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置	なし		あり	その他の加算措置	なし		あり
1人当たり平均支給額	2,005	千円	20,524 千円				

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			80,744　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			214,175　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
古賀市	6　%	377　人	3　%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			96.7 94.0

（注）　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数　×　（1＋当該団体の地域手当支給割合）／　（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4)　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			0.00　%	
手当の種類（手当数）			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において職員が感染症患者若しくは感染症のおそれのある患者の救護等の業務に従事したとき	0　千円	1件につき　500円

(5)　時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	92,003　千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	282　千円
支給実績（5年度決算）	92,066　千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	281　千円

(6)　その他手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同	－	33,293　千円	102,439　円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子についての加算額	5,000円				
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	28,000円	同	－	26,104　千円	80,320　円
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同	－	16,917　千円	44,871　円
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額	55,000円				
管理職手当	部長級の職員　71,000円		－	－	29,184　千円	595,582　円
	課長級の職員　50,000円					
	課長補佐級の職員　42,000円					

5　特別職の報酬等の状況（令和6年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等				
給料			（参考）類似団体における最高／最低額			
	市　長	875,000 円	1,061,000	円／	593,400	円
	副市長	689,000 円	885,000	円／	547,600	円
報酬	議　長	495,000 円	737,000	円／	372,000	円
	副議長	436,000 円	653,000	円／	294,000	円
	議　員	400,000 円	591,000	円／	266,000	円
期末手当	市長 副市長	（5年度支給割合） 6月期　1.65月分 12月期　1.75月分 計　3.40月分				
	議長 副議長 議員	（5年度支給割合） 6月期　1.65月分 12月期　1.75月分 計　3.40月分				
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）		（支給時期）	
	市　長	給料月額×在職年数×510／100	17,850,000 円		任期満了時	
	副市長	給料月額×在職年数×300／100	8,268,000 円		任期満了時	
	備　考					

（注）　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

ア　会計年度任用職員以外の職員

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和5	職員数 令和6	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	1	育児休業代替職員配置
		総務	78	78	0	
		税務	24	23	-1	定数外職員での調整
		農林水産	12	12	0	
		商工	10	11	1	育児休業代替職員配置
		土木	33	35	2	育児休業代替職員配置、業務増
		民生	77	75	-2	育児休業代替職員及び職員の退職
		衛生	29	23	-6	事務の統廃合
		計	268	263	-5	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　44.42 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　52.13 人）
	教育部門		49	48	-1	育児休業代替職員の退職
	消防部門		0	0	0	
	小計		317	311	-6	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　52.52 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　65.53 人）
公営企業等会計部門	病院		0	0	0	
	水道		12	12	0	
	交通		0	0	0	
	下水道		10	10	0	
	その他		29	28	-1	育児休業代替職員の退職
	小計		51	50	-1	
合計			368 [378]	361 [378]	-7 0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　60.97 人

（注）　1　職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員、臨時的任用職員、短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
2　[ ]内の数値は、条例定数の合計である。
3　会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用されたフルタイム会計年度任用職員をいう。（以下、同様とする。）

イ　会計年度任用職員

	職員数 令和5年度	職員数 令和6年度	対前年増減数
市長事務部局	28	33	5
教育委員会事務部局	7	9	2
合計	35	42	7

（注）　会計年度任用職員は、令和2年度から新設。

(2)　年齢別職員構成の状況（令和6年4月１日現在）

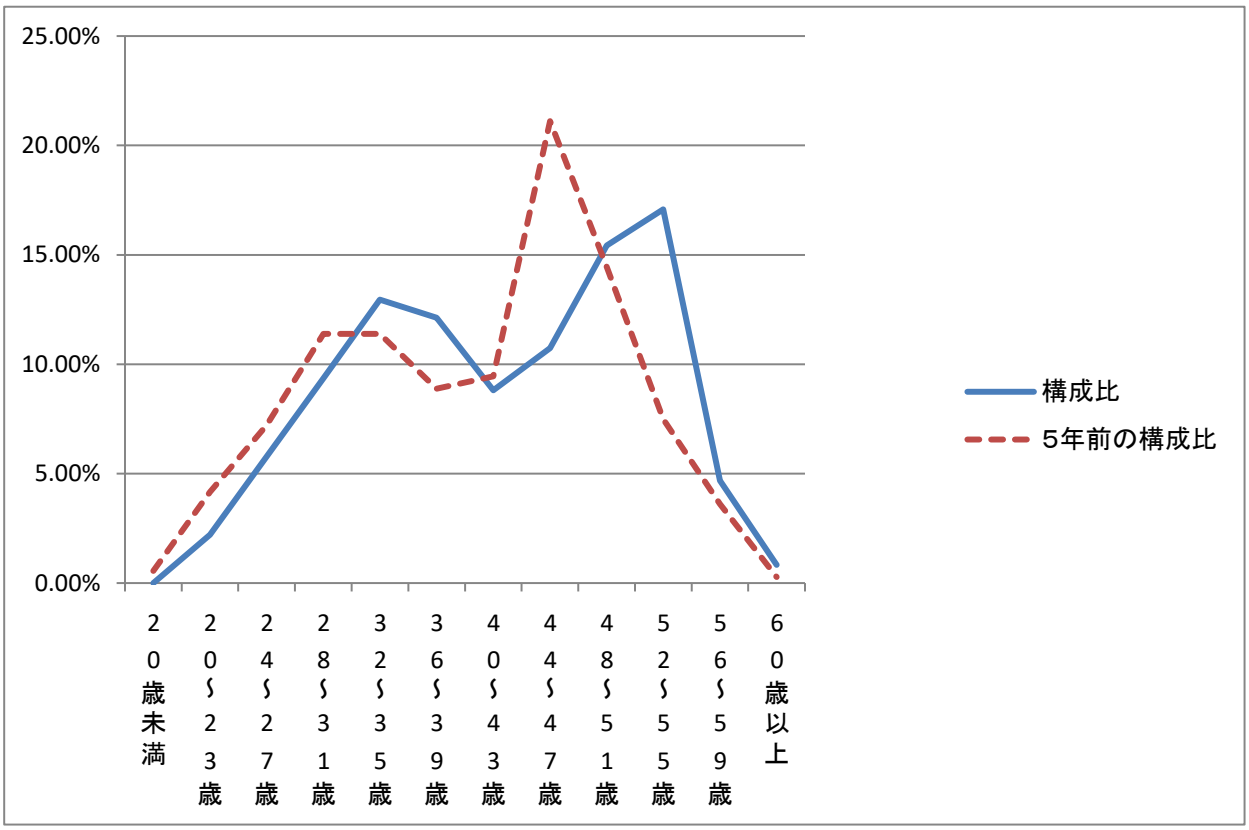

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 8	人 21	人 34	人 47	人 44	人 32	人 39	人 56	人 62	人 17	人 3	人 363

(3)　職員数の推移

年度／部門	平成31年度	平成2年度	平成3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	255	264	271	267	268	263	8　（　3.1%）
教育	52	51	50	52	49	48	-4　（　-7.7%）
普通会計計	307	315	321	319	317	311	4　（　1.3%）
公営企業等会計計	53	51	52	52	51	50	-3　（　-5.7%）
総合計	360	366	373	371	368	361	1　（　0.3%）

（注）　1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)水道事業

① 職員給与費の状況

ア　　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	945,226 千円	150,595 千円	76,126 千円	8.1 %	7.3% %

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり B/A
5年度	14　人	52,008 千円	4,392 千円	19,726 千円	76,126 千円	5,438 千円

(参考)市町村平均 一人当たり給与費	
6,118	千円

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
古　賀　市	49.1 歳	318,470 円	515,341 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注)　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　　期末手当・勤勉手当

古賀市	団体平均
1人当たり平均支給額(5年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,506 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分　勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	－
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	－

(注)　1　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　　退職手当(令和6年4月1日現在)

古賀市			団体平均		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	－		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	なし	あり			
(定年前早期退職措置 2～20%)					
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	千円	11,058 千円

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			2,978　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			212,714　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	6　%	14　人	6　%

エ　　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			0.0　%
手当の種類（手当数）			0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ　　時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	2,567　千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	183　千円
支給実績（5年度決算）	1,650　千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	118　千円

（注）　1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（該当年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　　その他手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同	－	778　千円	155,600　円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子についての加算額	5,000円				
住居手当	借家（借間）の場合の支給限度額	28,000円	同	－	882　千円	294,000　円
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同	－	599　千円	59,900　円
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額	55,000円				
管理職手当	部長級の職員　71,000円		同	－	600　千円	600,000　円
	課長級の職員　50,000円					
	課長補佐級の職員　42,000円					

（2）下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	2,045,217 千円	102,217 千円	42,196 千円	2.1 %	1.8%

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,608千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B	一人当たり B/A
5年度	10　人	39,312 千円	3,019 千円	16,498 千円	58,829 千円	5,883 千円

（参考）市町村平均 一人当たり給与費	
6,023	千円

（注）　1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
古　賀　市	40.1 歳	327,600 円	490,242 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

（注）　1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　　期末手当・勤勉手当

古賀市	団体平均
1人当たり平均支給額（5年度） 1,650 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,489 千円
（5年度支給割合） 期末手当　2.45 月分（ 1.375 ）月分 勤勉手当　2.05 月分（ 0.975 ）月分	－
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	－

（注）　1　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　　退職手当（令和6年4月1日現在）

古賀市			団体平均		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	－		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	なし	あり			
（定年前早期退職措置 2～20%）					
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	千円	4,406 千円

（注）　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			2,225 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			222,500 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	6 %	10 人	6 %

エ　　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			0.0 %
手当の種類（手当数）			0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
－	－	－	－

オ　　時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	1,278 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	128 千円
支給実績（5年度決算）	1,434 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	143 千円

（注）　1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（該当年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　　その他手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者	6,500円	同	－	996 千円	332,000 円
	子	10,000円				
	父母等	6,500円				
	満16歳以上22歳までの子についての加算額	5,000円				
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	28,000円	同	－	876 千円	438,000 円
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同	－	709 千円	118,167 円
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額	55,000円				
管理職手当	部長級の職員　71,000円		同	－	0 千円	0 円
	課長級の職員　50,000円					
	課長補佐級の職員　42,000円					

8　勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　勤務時間

開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時00分
週　休　日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（注）職場等により、上記と異なる場合がある。

(2)　その他の勤務条件

①　休暇（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	事　由	期　間	給 料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有 給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合　1年	有 給
		その他の疾患の場合　90日	
特別休暇（主なもの）	職員の分娩	産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）・産後8週間	有 給
	子の看護	中学校就学前の子 1人につき年5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア	5日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合（10日以内） 父母または養父母が死亡した場合 （血族…7日以内、姻族…3日以内）等	

（注）上記以外に介護休暇（無給）等がある。

②　育児休業（令和6年4月1日現在）

種　類	事　由	期　間	給 料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無 給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間当たりの勤務時間が24時間35分を超えない範囲で条例で定める時間	
部 分 休 業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

9　職員の休業に関する状況

(1)　育児休業等の取得者数

「休業」とは、職を保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

（単位：人）

	令和5年度の取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	7	1	0
女性職員	16	13	2
計	23	14	2

10　分限および懲戒処分

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため等）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

(1)　分限処分の状況　（令和5年度）

内　　容	人　　数
降　　任	0人
免　　職	0人
休　　職	11人
降　　給	0人

（注）休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

(2)　懲戒処分の状況　（令和5年度）

内　　容	人　　数
戒　　告	1人
減　　給	0人
停　　職	0人
免　　職	0人

11　服務の状況

服務の根本基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この服務の根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

営利企業等従事許可の状況　　（令和5年度実績）

区　　分	件　　数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0 件
自ら営利企業を営むこと	0 件
報酬を得て事務等に従事すること	24 件

12　研修の状況

(1)　職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。

このことについては、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では階層別研修、管理監督者研修、実務研修、人権研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

令和5年度に行われた主な研修には、次のものがあります。

階層別研修	新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修　等
管理監督者研修	労務管理研修、キャリア形成研修　等
基礎研修	マーケティング研修、ナッジ理論研修、主体性・実行力向上研修　等
実務研修	市町村民税研修、固定資産税研修、私債権回収事務研修　等
人権研修	人権問題職員研修、経3・10・15年職員人権研修　等

13　福祉および利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

このほかに、古賀市、古賀高等学校組合、北筑昇華苑組合及び玄界環境組合の職員により構成する古賀市職員互助会に加入しており、その概要は次のとおりです。

互助会名称	古賀市職員互助会
互助会会員数	489 人（内古賀市職員 460人）
互助会事業実績総額	14,041 千円
互助会公費補助等総額	6,632 千円
互助会公費補助率	41．75 %
一人あたり公費負担額	13,563 円

(1)　定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況　（令和5年度実績）

区　　分	受 診 者 数
職員総合健診	397人

(2)　公務災害補償

公務災害等の認定状況　（令和5年度実績）

公 務 災 害	通 勤 災 害	計
0件	1件	1件

14　糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

(1)　勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成29年度末～令和5年度末件数　0 件

(2)　不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

1　職員数に関する状況

●平成29年度末～令和5年度末件数　0 件

15　人事評価の状況

(1)　人事評価制度の概要

任命権者は、職員の育成及び能力開発を目的に、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講ずるなど、人事管理の基礎として活用しています。

16　退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び古賀市退職管理条例の規定に基づき、離職前の職務に関する働きかけを規制しています。

規制の主体 （元職）	禁止される働きかけ	規制期間
全職員	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後 2年間
	在職中に自らが決裁した契約・処分等に関する現職職員への働きかけ	定めなし
課長級以上	離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後 2年間

管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものについている職員であった者は、民間企業等に再就職した場合に届け出ることを求めています。